

第6章 推進体制

- アルコール健康障害対策の推進に当たっては、アルコール関連問題に関する取組みの有機的な連携が図られるよう、庁内関係課等と相互に必要な連絡・調整を行うとともに、事業者、関係団体等との連携を図ります。

- 計画を着実に推進するため、適時、「石川県アルコール健康障害対策推進会議」等において、必要な事項の協議を行い、より効果的な取組みを推進します。